

□補助事業者 下記の条件をすべて満たすもの

- ・空き家の所有者
- ・岡山市の税金を滞納していない者
- ・暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む)でない者

□補助事業

- ・空き家診断
【昭和56年5月31日以前に着手したもの】
耐震診断等+劣化診断
【昭和56年5月31日以降に着手したもの】
劣化診断のみ

※耐震診断等…既存住宅の耐震診断及びこれに付随する調査等
※劣化診断…「既存住宅インスペクション・ガイドライン」(平成25年6月国土交通省策定)に則して行う既存住宅現況検査

- ・令和8年2月13日(金)までに実績報告書の見込みがあるもの

□申請受付

- ・令和7年4月14日(月)から令和7年10月31日(金)(予定)まで
- ・補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前に相談をお願いします。
- ・相談日時については、必ず事前に予約をしてください。予算に達し次第受付を終了します。

岡山市 建築指導課 空家対策推進室

☎ 086-803-1410

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000006199.html>



空き家の状態を把握していますか？



空き家診断をお考えの方へ

空き家診断費補助のご案内

適切な管理が行われていない空き家が、防災、防犯、衛生、景観等の観点から、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、空き家の耐震性や劣化性の診断に係る費用の一部を補助する制度です。



↓ 空家対策推進室
へ相談

補助金交付申請



劣化診断等

空き家診断費補助

≪補助額≫

【耐震診断等】(床面積が200㎡以下のもの)

耐震診断(一般診断) **6万円(定額)**

上記を精密診断で行う場合は、

対象事業費×**2/3** 上限額は**8万8千円**

【劣化診断】

劣化診断 **6万円(定額)**

≪対象空き家≫

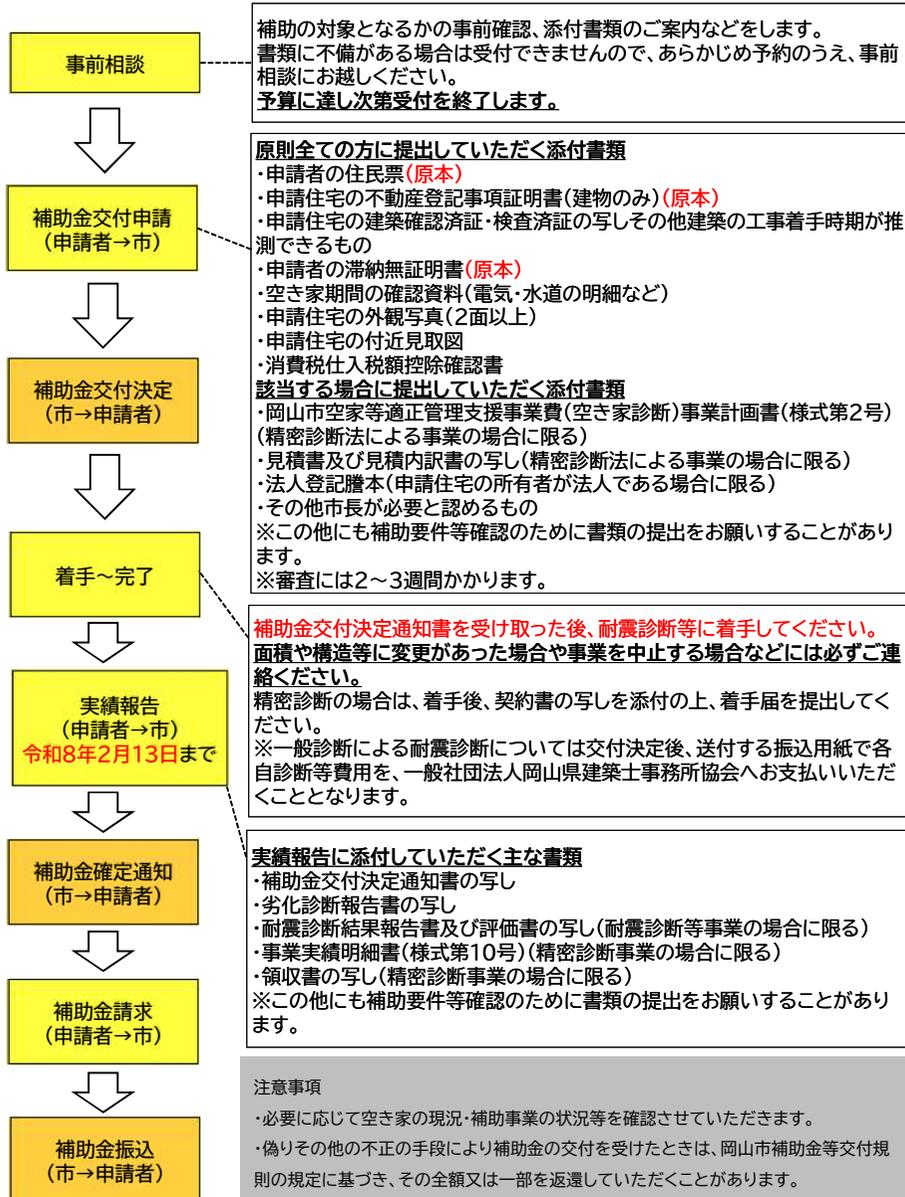
【耐震診断等】下記のすべてに該当するもの

- ① 岡山市内にある住宅で、空家法の規定による空家等
ただし、空家法第22条第2項に基づく勧告を受けた特定空家等は除く。
- ② 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅
(店舗等の用途を兼ねるもの)ただし、店舗等の用に供する部分の
床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。
- ③ 構造が、丸太組工法及び建築基準法の一部を改正する法律
第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に
基づく認定工法以外の木造であること。
- ④ 地上階数が2以下のものであること

【劣化診断】

同上(①の住宅には、住宅に付属する門、塀及び擁壁等を含み、かつ、②、③は除く)

□手続きの流れ



空き家に関する他の補助制度

除却補助

制度の詳細はこちらから →



一般除却 地域活性化除却

法律に基づく**特定空家等**の除却費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
一般	除却工事などの費用の1/3	50万円※2
地域活性化※1	除却工事などの費用の4/5	200万円

※1 地域活性化のために町内会やNPO法人などが跡地を10年間管理すること

※2 応急措置を実施する場合は10万円

リフォーム補助

制度の詳細はこちらから →



一般リフォーム 地域活性化リフォーム

空家等のリフォーム費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
一般	リフォーム工事などの費用の1/3	50万円
地域活性化※3	リフォーム工事などの費用の2/3	150万円

※3 地域活性化のために町内会やNPO法人などがリフォーム後に10年間管理すること

家財等処分補助

制度の詳細はこちらから →



家財処分 空き家バンク

空き家バンク※4に登録した空き家の家財道具等の処分や運搬の費用の一部補助を行っています。

補助率	補助額(上限額)
家財等の処分及び搬出にかかる費用の1/2	20万円

※4 空き家(空き家となる予定のものを含む)に関する情報を岡山市に登録し、空き家の利用を希望する方に情報提供を行う制度

注意事項

- ・各補助制度の要件など詳細はお問い合わせください。
- ・各補助の対象となる行為は、交付決定後に着手する必要があります。かつ、年度内に完了する必要があります。